

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 薬事法施行細則の一部を改正する規則  
鳥取県土地利用基本計画の変更

◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定  
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退  
定期に行う種痘豚検査の実施  
鶏等の移入の禁止の解除

土地改良区の役員就任  
土地改良区の役員就退任(三件)

土地改良区の役員の退任  
土地収用法による土地の立入り  
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧  
都市計画の変更(三件)

◇選管告示 開発行為に関する工事の完了(三件)  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正  
選挙管理委員会の招集  
政治団体の収支に関する報告書の要旨

## 規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十七号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十七年四月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第七号

第 号

医療用具販売業届出済証

住 所  
氏 名

下記のとおり薬事法第39条第1項の規定による医療用具販売業の届出をした者であることを証明する。

年 月 日

職 氏 名 団  
記

営業所の名称	
営業所の所在地	
取り扱う医療用具の種類	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

鳥取県土地利用基本計画を昭和六十年三月三十日変更したので、国土利  
用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用す  
る同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中倉吉市、中山町、日南町、日野町及び江府町の森  
林地域に係る部分を次の図のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部土地対策課並びに関係  
市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）  
第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお  
り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三

十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規  
定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あんず薬局	鳥取市末広温泉町二二一	昭和六十年四月十二日

鳥取県告示第四百五十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）  
第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機  
関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律  
施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同  
規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 終 了 の 年 月 日
生協薬局	鳥取市末広温泉町二二一	昭和六十年二月二十六日

鳥取県告示第四百五十七号

鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第三条第二項本文の規定により、定期に行う種雄豚検査を実施するので、鳥取県種雄豚検査条例施行規則（昭和五十九年十月鳥取県規則第七十号）第二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査時間	検査場所
昭和六十年五月八日 昭和六十年五月十日 昭和六十年五月十一日	午前十時から 午前十時から 午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場 倉吉市大塚 中部家畜市場 鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第四百五十八号

昭和六十年二月鳥取県告示第二百二十五号（鶏等の移入の禁止については、廃止する。）

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 松 巖 倉吉市上米積四八六

昭和六十年三月九日就任 任期昭和六十三年二月十六日まで

鳥取県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鳥取市雲山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 横 山 憲 明 鳥取市雲山三三八

市村 正 央 一九九

山口 保 温 九一

昭和三十二年二月二十七日退任

米沢竜胤	一〇一
村山寅治	一〇七一
川口隼成	九三
横山情吉	八二
栗岡正義	一〇六
米沢寿男	一〇一一
西田俊男	正蓮寺一二七―二五
金谷則雄	雲山三三二
山本佳敬	三三九

就任した役員の氏名及び住所

理事	横山憲明	鳥取市雲山三三八
"	市村正央	一九九
"	山口保温	九一
"	米沢竜胤	一〇一
"	村山寅治	一〇七一
"	川口隼成	九三
"	横山情吉	八二
"	山本佳敬	三三九
"	米沢寿男	一〇一一
"	西田俊男	正蓮寺一二七―二五
監事	金谷則雄	雲山三三二
"	福田登	三四〇

昭和六十年二月二十八日就任 任期二年

鳥取県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	宇田川 栄	米子市大袋三三二
"	江原勝美	青木四九八
"	江原 明	九六六
"	山本 守	榎原三七七
"	高田 茂	一四三八―二
"	十祖 頼	八三一
"	三吉 孜	八〇〇
"	乗本吉郎	橋本二五七
"	加藤幡敏	三五四
"	乗本昭一	三〇二
監事	長谷川芳美	青木五一〇
"	田中 照	一一一八―二
"	牧田孝男	榎原五八〇

〃 山川 栄 〃 橋本二二二  
昭和六十年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	鷲見 肇	米子市大袋二七八
〃	江原勝美	〃 青木四九八
〃	谷本武史	〃 八九二
〃	江原 明	〃 九六六
〃	深田良耕	〃 榎原一四四四
〃	三吉 孜	〃 八〇〇
〃	松林 哲郎	〃 八四三
〃	山本 守	〃 三七七
〃	乗本吉郎	〃 橋本二五七
〃	乗本昭一	〃 三〇二
〃	加藤伸一	〃 二〇八
監事	長谷川 芳美	〃 青木五一〇
〃	田中 照	〃 一一一八一二
〃	牧田孝男	〃 榎原五八〇
〃	山川 守	〃 橋本二〇二

昭和六十年三月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 谷口 幸夫 倉吉市大谷一二七七  
昭和六十年一月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 谷口 龍 倉吉市大谷三二〇  
昭和六十年三月十五日就任 任期昭和六十三年四月二十一日まで

鳥取県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 阿部 恭 境港市高松町四八四  
昭和六十年三月二十五日退任

鳥取県告示第四百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浦富線ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美郡岩美町大字新井、大字河崎及び大字岩常並びに福部村大字八重

原、大字箭溪、大字南田及び大字栗谷地区

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十年四月十六日から昭和六十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、若桜町から若桜都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園九・六・一号 布勢総合運動公園（変更前六・六・

一号 布勢総合運動公園）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

鳥取市布勢字水入、字山本及び字糞谷口

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園六・五・一号 関金総合運動公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字鳥越、字鳥越山、字五反田、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内平及び字藪ノ内

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園三・三・六号 皆生新田中央公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

米子市皆生字村新田、字悪水西新田及び字高嶋屋新田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年九月十七日 鳥取県指令受都計第二百六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字中三反長一及び字中三反長二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区英賀東町二丁目一一一  
韓圭鉉 (西原圭三)

鳥取県告示第四百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第二百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字巻町田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五〇二一三

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

鳥取県告示第四百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月二十二日 鳥取県指令受都計第三百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字町屋字上石住ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋四〇二

森本達雄

鳥取県告示第四百七十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和六十年四月二十二日から施行する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

津山支店	津山市大手町
津山東支店	津山市川崎

津山支店 津山市大手町

を  
に改める。



### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和六十年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十年四月十八日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

#### 政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間	昭和58年1月1日～同年12月31日	昭和60年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称	田村繁夫後援会	豊かな活力ある鳥取市を築く会
報告年月日	昭和60年3月18日	昭和60年3月26日
1 収入・支出の総額	184,460円	158,009円
(1) 収入総額	184,460円	158,009円
ア 前年繰越額	184,460円	158,009円
イ 本年収入額	0円	0円
(2) 支出総額	81,000円	0円
2 支出の内訳		
政治活動費	81,000円	10,000円
組織活動費	81,000円	0円
合 計	81,000円	10,000円
政治団体の名称	藤原栄實後援会	
報告年月日	昭和60年3月22日	
収入・支出の総額		
1 収入総額	0円	10,000円
2 支出総額	0円	10,000円
合 計		10,000円
政治団体の名称	谷口俊男後援会	
報告年月日	昭和60年3月26日	
収入・支出の総額		
(1) 収入の内訳		
寄附(内訳別掲)		
個人からの寄附		10,000円
〔寄附の内訳〕		
個人からの寄附		10,000円
その他		10,000円

(2) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 8,000円 合 計 8,000円		(2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円	
政治団体の名称 井上幸喜後援会 報告年月日 昭和60年 3月27日 収入・支出の総額		政治団体の名称 中本実夫後援会 報告年月日 昭和60年 3月30日 収入・支出の総額	
1 収入総額	83,876円	1 収入総額	0円
(1) 前年繰越額	83,876円	2 支出総額	0円

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】